

## ラオス政府の不法就労抑制にかかる一考察 —メコン河流域県における事例から—

### Strategy for Control of Illegal Migration to Thailand by the Lao Government —Case Study from the Mekong Basin in Laos—

森 一代

MORI Kazuyo

The objective of the study is to reveal the details of governmental intervention and control of illegal migrant workers from Laos to Thailand. It considers illegal migrants who migrated to Thailand from provinces in the Mekong Basin. The research was based on the analysis of governmental and internal documents regarding human trafficking, labor exploitation, and border security and interviews of the Lao migrant workers in Bangkok in 2009. The research analyzes how intervention by the Lao Government works towards illegal migrant workers.

To conclude, the Government carried out certain projects to prevent illegal migrant workers although it only focused on enlightenment and advertisement. However, on the village level, there was poorer control because of the strong relationship between villager and agent. At the same time, it can also be pointed out that governmental control works in two directions: on the one hand it intervenes with those who are going to work in Thailand; but on the other hand for those who have worked in Thailand, make them hesitate to come back to Laos because of the fear of being caught and of losing the opportunity to go back to work in Thailand again.

#### 1. はじめに

本稿はタイで就労するラオス人の出稼ぎについて、送出国であるラオスの抑制政策から考察しようとするものである。

1970年代の紛争によって経済交流が激減したインドシナが、労働供給源として再び見直されるようになったのは冷戦終了後のことである。1980年代後半以降には不法出国してタイで就労する新しいかたちの出稼ぎ労働者が出現した[浅見2003:23]。この流れは現在まで続いており、今日のタイにおいてもカンボジア、ラオス、ミャンマーからの外国人労働者の存在はひろく認識されて

いるところでもある。2006年のタイ政府の統計によると、タイには約55万人のカンボジア、ラオス、ミャンマーからの労働者が登録されており、加えて約175万人の不法就労者が見込まれている。なかでも当該国の人口当たりの出稼ぎ率が最も多く、出稼ぎ依存が高いのがラオスである。

ラオスにある17県のうち10県はタイと国境を接しており、その距離は約1100kmに及ぶ[ Doussantousse and Keovongchit 2006:6]。地理的な近接性に加え、タイとラオスの経済格差には大きな隔りがある。2005年の1人あたりのGDPはタイが2,750ドルなのに対して、ラオスは485ドルである[World Bank 2005]。つまりタイ人は

ラオス人の5倍以上の所得を得ていることになる。そのためラオスにとってタイは国内外を含む最大の就労先である。

本稿は、まず移民研究の蓄積のうえに位置づけられる。移民研究においては「なぜ移動するのか」という問いに対し、個人がより高い所得を求めて合理的に移動するという新古典派理論[Todaro 1969]や、資本の蓄積によって階層化した社会構造を説く歴史構造主義理論や従属説[Sassen 1998; Wallerstein 1974]が中心的に扱われてきた。一方で1990年代以降は、出身地から受入社会までを一つの包括する社会空間と捉え移住の構造を明らかにする、トランスナショナリズムを用いた議論が展開されるようになった。その対象は「なぜ移動するのか」から、「どのように移動するのか」という、紐帯や相互扶助といった社会的ネットワークの分析へと移行している[Portes 1995]。なかでも人類学や社会学は移民当事者の経験を重視し、送出社会と受入社会の双方に着目するという点で、独自の議論を発展させてきた[Brettell 2000; Levitt 2001]。

また、トランスナショナリズムと国家との関わりをどのように位置づけるのかという点においても議論が展開されてきた。グリック・シラーをはじめとする、在外カリブ人コミュニティが祖国ハイチへの国内政治資金確保に多大な貢献をし、ハイチ政府もそれを認識していたという報告を機に、国家によるトランスナショナリズムへの関与はひろく認知されることとなる[Glick-Schiller and Fouron 1998]。換言すれば、これは国民国家を超えたトランスナショナリズムという新しい分析概念を提示したとも言える。しかしながら、トランスナショナリズムは行為者としての多重性を兼ねていることも指摘されており、これは「上からの

トランスナショナリズムと下からのトランスナショナリズム」とも称される[Guarnizo and Smith 1998]。またこの特性にもとづいた、トランスナショナリズムの分析枠組も提唱されてきた[Vertovec 1999]<sup>1)</sup>。

近年に見られる移住研究の蓄積は、前述のトランスナショナリズムの多重性を鮮やかに反映している。「上からのトランスナショナリズム」に着目したものとしては、政治的企業家がいかに政治的な移住に多大な影響を及ぼし、国家の枠には収まらないネットワークを構築しているかを描いたアダムソンの研究が挙げられる[Adamson 2005]。一方で人類学では「下から」により重きを置いた徹視的な調査から明らかになった実相を、グローバル化した現代社会のなかに新たに位置づけようという試みがなされてきた。また、移住者自身が送出地と移住先という二つの社会を経験することによって、複合的な社会規範への適応能力や忠誠心が顕在化していることも指摘されている[Lucassen 2005]。この流れを踏まえつつ最新のものでは、移住の実践を彼らの生活世界から描くことで移住者間、あるいは移住者と非移住者の社会関係の形成や変化を考察する研究も登場している[長坂 2009]。

一方で、移民研究の文脈において、ラオスからタイへの出稼ぎを扱った研究は皆無に等しい。とはいえ、近年では出稼ぎのプッシュ要因やプル要因に焦点を当てた研究も少数ながら存在する。たとえばチャントウィースックは、ラオスからタイへの出稼ぎが増加した理由として、①ラオスの農村社会が直面する問題、②タイにおける安価な労働力の需要、③言語・文化面での低いハードル、④ネットワークの発展を挙げている[Chanthavysouk 2006:22-27]。また、大城は人身

売買と不法労働に関わるペットシリセンの報告書 [Phetsiriseng2003] を紹介し、開放政策に伴う資本主義原理の導入によりインフラ整備が進み、タイ・ラオス間の障壁性が低くなったと分析している [大城 2007:189-198]。これらの研究はまだ不十分な点を含みつつも、評価できるものである。

しかし、ここにはある重要な要因への視点の欠落がある。その要因とは「国家による抑制的介入の程度」である。これは、出稼ぎが盛んになる、ならないを決定する際の要因として重大な影響を及ぼすものと考えられる。特にラオスにおいては人民革命党による一党独裁体制によって、村レベルまで浸透する党政府組織が国家による統制を顕示しているという特殊な政策的傾向がある。そのため、国家による抑制的介入が極めて大きな影響力を持つ。例えばフィリピンのように海外への出稼ぎを積極的に推奨する国と比較すると、ラオス政府による抑制的介入は対照的な例であると言える。

そこで本稿では、「ラオス政府による出稼ぎの抑制政策はいかなるものか」という問いを設定し、その解明を試みる。政府の抑制政策は、末端の村レベルにおいて、どれほど機能していたのか。また機能していなかったとすればそれはなぜか。対象とする期間はラオス労働社会福祉省（以下 MoLSW）が ILO-IPEC と提携した 2000 年から 2009 年現在までとする。

以下に本稿の構成を簡単に紹介する。まず第二章では、ラオス政府のタイへの出稼ぎの政策面における変遷について概観する。続いて第三章では、ラオス政府と ILO-IPEC が共同で実施した出稼ぎ抑制プロジェクトを取り上げ、政府のタイへの出稼ぎへの認識や、具体的な対応策、及びその効果について考察する。さらに第四章では郡や村落など、

より末端レベルにおける出稼ぎの抑制政策とその実態について、ラオス北部ボーケオ県の N 村における事例やラオス中南部における政府の報告書から明らかにする。第五章では、バンコクで就労するラオス人労働者へのインタビューをもとに、当事者がどのような出稼ぎの抑制を受け、またそれに対処してきたかについて描写する。

## 2. ラオス政府のタイへの出稼ぎ対策

ラオス政府が出稼ぎに対して具体的な施策を講じるのは 2000 年になってからであった。これは国際社会において、ラオス人労働者が「人身売買・搾取の被害者」として顕在化したことに起因している。2000 年 10 月に MoLSW は ILO-IPEC と協定を結んだ。そのうえで、ラオス国内の人身売買・労働搾取の危機に瀕する子どもを救助するためのプロジェクトを、メコン河流域のカムムアン県・サワンナケート県・チャンパーサク県の 3 県で開始した [Phetsiriseng 2003]。このプロジェクトの実施に備え、ラオス政府は 2000 年 6 月に MoLSW をはじめとした複数の省の課長補佐級以上の有識者からなる「メコン河流域における女性と児童の人身売買撲滅国家プロジェクト委員会」を設立した<sup>2)</sup>。ラオスに事務局を置く ILO-IPEC、UNICEF（国連児童基金）、UNDP（国連開発計画）といった国際機関は、上記のプロジェクト委員会及び各省庁と提携して、各地で人身売買防止のための精力的な啓発活動を行った。この時点でラオス労働法は第 37 条「18 歳未満の年少者に対する雇用」において 15～18 歳未満の若年者の雇用制限、また 15 歳未満の年少者の雇用を禁じてはいたものの、人身売買を規定する法律はまだなか

った。そのためラオス政府は、人身売買が最もひどい労働搾取であること、子どもの人身売買は労働と人間性に関わる問題であることを規定するILO 協定 29 条「強制労働条約」、138 条「就業が認められるための最低年齢に関する条約」、182 条「最悪の形態の児童労働条約」を掲げ、問題の深刻さを民衆にアピールした。政府はのち 2005 年に、ILO 協定 138 条と 182 条を批准している。

タイへの合法的な出稼ぎのための枠組みづくりは少し遅れて始まった。ラオス政府は 2002 年に首相令を発令し、18 歳未満、小学校卒業資格がない者の国外への出稼ぎを禁じる一方で、タイ政府と合法的な出稼ぎの枠組みづくりのための二国間覚書(MOU)を交わした。2002 年 10 月に、最初の覚書である「ラオス・タイ政府による雇用協力に係る二国間覚書」が交わされた[Chanthavysouk 2006:56]。しかしながら、2002 年以降も法律面での整備が遅れ、そのあいだにもラオスからタイへの出稼ぎは増加傾向にあった。

### 3. 出稼ぎ抑制プロジェクト

三章ではラオス政府がタイへの出稼ぎをどのように捉えていたのかをプロジェクトの詳細から検討する。2003 年に MoLSW が制作した「ラオスにおける児童と女性の人身売買に関する初期評価書」は、「児童と女性」、「人身売買」という名称をタイトルに掲げているにもかかわらず内実は不法出国・不法就労に関する記述が見受けられた[大城 2007]。この相違は、ILO とラオス政府のあいだで問題意識にずれがあることに起因していると考えられる。政府は人身売買を含むタイへの出稼ぎをどのように認識していたのであろうか。

そこで本稿ではラオス政府と ILO-IPEC によって実施された「メコン河流域圏における女性・児童の人身売買に係る関係機関合同プロジェクト」(以下 UNIAP)の報告書を取り上げる[ILO-IPEC Lao PDR 2004]。プロジェクトの内容はいかなるものであったか。どのような予算配分が組まれたのか。結果的に出稼ぎは抑制できたのか。以上の点について考察する。

#### (1) プロジェクト詳細

2000 年以降、ILO-IPEC はタイ、ラオス、ミャンマー、カンボジア、中国雲南省といったメコン河流域国を対象に UNIAP プロジェクトを開始した。ラオスも 2000 年 1 月に ILO-IPEC と MoLSW のあいだで署名を結び UNIAP に加わる。このプロジェクトは、ラオス中部のカンムアン県、サワンナケート県、チャンパーサック県の 22 村で実施され、対象期間は第 1 期が 2000 年から 2003 年、第 2 期が 2003 年から 2008 年であった。UNIAP の目的は、人身売買の危機に直面している児童および女性のためのコミュニティにおける、①人身売買予防対処能力向上支援、②意識喚起、③直接支援(学校設置、職業訓練、家族への収入補助)であり事業内容は表 1 の通りである。

上記の目的を達成するため、以下のような活動が実施された。まず、①ではプロジェクト・マネージャーレベルでの定例会や対象村での意見交換会などが開催された。②の意識喚起では、テレビやビデオによる注意喚起をはじめ、祭りの場では人身売買の注意を促すラムルアン(lamluang、音楽劇)が上演された。また、③の直接支援においては、村の環境や村人の要望に合わせて、職業訓練、教育機会の提供、衣類の寄付、村への資金援

表 - 1 UNIAP 第 1 期の主な事業

開始日時	プロジェクト名	実施県
2000 年 5 月 18 日	児童と女性の人身売買撲滅総合プロジェクト (フェーズ 1) P270.033.000.80/LAO/AP/001	サワンナケート県
2001 年 5 月 21 日	児童と女性の人身売買撲滅総合プロジェクト (フェーズ 1) P270.033.000.80/LAO/AP/002	チャンパーサク県
2001 年 5 月 23 日	児童と女性の人身売買撲滅総合プロジェクト (フェーズ 1) P270.033.000.80/LAO/AP/003	カンムアン県
	ラオスの 3 県における子どもと女性の人身売買撲滅の意識喚起 プロジェクト P270.033.000.80/LAO/AP/00 4	上記三県

[ILO-IPEC Lao PDR 2004]のデータをもとに筆者作成

助など、さまざまな活動が実施された。これにともない対象村の村民は、家族経営型ビジネスや職業訓練のためのトレーニングの受講や、村単位で設立された基金からの借入が可能になった。当基金は、各県ごとに 17,500 ドルが蓄えられ、県や郡によって運用されていた。職業訓練においては、養殖、養鶏、養豚、野菜や果樹栽培の研修をおこない、1053 名（うち女性 423 名）が受講した。

家族経営型ビジネスのトレーニングに関しては、20 名が受講している。

(2) 予算配分

第 1 期が施行された 2000 年から 2003 年までの予算配分は表 2 の通りである。

表 - 2 UNIAP (第 1 期) 予算詳細

		5-12/2000	1-12/2001	1-12/2002	1-12/2003	合計
I	プロジェクト人件費	10,400	17,200	18,000	19,110	64,710
1	プロジェクトコーディネーター				3,025	3,025
2	アシスタントプロジェクトコーディネーター					
3	秘書、スタッフ、会計	1,457	4,101	7,578	5,823	18,959
	合計	<b>11,857</b>	<b>21,301</b>	<b>25,578</b>	<b>27,958</b>	<b>86,694</b>
II	交通費					
1	コーディネーター	1,019	2,617	1,313	6,160	11,109
2	秘書、スタッフ、会計	503				503
	合計	<b>1,522</b>	<b>2,617</b>	<b>1,313</b>	<b>6,160</b>	<b>11,612</b>
	合計 (I、II)	<b>13,379</b>	<b>23,918</b>	<b>26,891</b>	<b>34,118</b>	<b>98,306</b>
III	プロジェクト費用					
1	サワンナケート県 LAO/AP/001		12,900	29,525	38,950	81,378*
2	チャンパーサク県 LAO/AP/002		12,900	22,600	33,286	68,786
3	カンムアン県 LAO/AP/003		12,900	22,100	32,394	67,394
4	ラオスの女性と子どもの人身売買撲滅のための啓発活		8,145		19,005	27,150

ラオス政府の不法就労抑制にかかる一考察

	動プロジェクト LAO/AP/004					
5	LAO/MP/001 実施にかかる事前調査	2,800				2,800
6	ノンボック郡における女性と子どもの人身売買撲滅プロジェクト		2,000		3,000	5,000
7	啓発活動ビデオ制作 (LAO GOOD PRACTICE 02)			2,725	1,500	4,225
	合計	<b>2,800</b>	<b>48,845</b>	<b>76,950</b>	<b>128,135</b>	<b>256,730</b>
IV	トレーニング					
1	LAO/SP 001 中央技術ミーティング	2,306				2,306
2	LAO/SP 002 3 県における技術ミーティング	4,700				4,700
3	LAO/SP 003 タイから帰還した被害者のための回復トレーニング		1,600			1,600
4	LAO/SP/004 実施にかかる NSC ミーティング		469			469
5	LAO/SP/005 実施にかかるミーティング		1,164			1,164
6	LAO/SP/006(MAMA)マネージャー、会計トレーニング		882			882
7	LAO/SP/007 実施にかかる NSC ミーティング		760			760
8	SROLAO/SP008 成果評価		380			380
9	NSC メンバーカンボジアへのミーティング出席			665		665
10	TICW/SP/009 円卓ミーティング			2,048		2,048
11	LAO/SP/010 運営ミーティング (サワンナケート県)			711		711
12	LAO/SP/011 運営ミーティング (チャンパーサック県)			941		941
13	LAO/SP/012 運営ミーティング (カンムアン県)			789		789
14	LAO/SP/013 評価ミーティング (ビエンチャン)			6,453		6,453
15	LAO/SP/014 評価ミーティング (サワンナケート県)			4,125		4,125
16	LAO/SP/015 評価ミーティング (チャンパーサック県)			3,665		3,665
17	LAO/SP/016 評価ミーティング (カンムアン県)			3,339		3,339
18	LAO/SP/017 評価協力ミーティング (ビエンチャン)			1,166		1,166
19	LAO/SP/018 成果発表ミーティング (チャンパーサック県)			4,707		4,707
20	LAO/SP/019TICW 第二期評価ディスカッション (ビエンチャン)			793		793
21	LAO/SP/020TICW 第 1 期最終ミーティング (ビエンチャン)			568		568
22	LAO/SP/021 最終成果発表ミーティング(カンムアン県)				3,815	3,815
23	LAO/SP/022TICW 第 1 期最終成果発表ミーティング (チャンパーサック県)			3,632		3,632
24	LAO/SP/023TICW 第 1 期最終成果発表ミーティング (カンムアン県)			4,059		4,059
25	LAO/SP/024TICW 第 1 期最終成果発表ミーティング (チャンパーサック県)			3,548		3,548
26	LAO/AP/025 対象村での男性・女性の役割に関するトレーニング				7,285	7,285
27	NSC の香港、マレーシア視察				3,144	3,144
28	TICW LAO/SP 001 技術ミーティング				7,273	7,273
	合計	<b>7,006</b>	<b>5,255</b>	<b>41,209</b>	<b>21,517</b>	<b>74,988</b>
V	諸経費					
A	事務所経費					
2	日用品、文房具	473	310	242	1,213	2,238
B	通信、車両費					

1	4 輪車 (1 台)	16,175				16,175
2	ノートパソコン	7,531			6,160	13,691
3	電話					
4	家具					
	合計	<b>24,179</b>	<b>310</b>	<b>242</b>	<b>7,373</b>	<b>32,104</b>
VI	その他諸経費					
A	修繕費					
1	車両修繕費	2,049	1,354	1,618	3,377	8,398
B	光熱費					
1	電話代、電気代	1,338	3,468	1,845	5,840	12,491
2	事務所賃料	3,200	2,400	2,400	2,400	10,400
	A、B 合計	<b>6,587</b>	<b>7,222</b>	<b>5,863</b>	<b>11,617</b>	<b>31,289</b>
	総計	<b>53,951</b>	<b>85,550</b>	<b>151,155</b>	<b>202,760</b>	<b>493,417</b>

[ILO-IPEC Lao PDR 2004]のデータをもとに筆者作成

\*資料では 81,356 と記載されていたが本稿では正しい数値を表記した。合計値に影響はなかった。

\*\*資料では 67,394 と記載されていたが本稿では正しい数値を表記した。合計値に影響はなかった。

上の表を見ると LAO/AP/001~LAO/AP/004 の事業に向けて 3 年間で 493,417 ドルが投入されたことが分かる。その結果タイへの出稼ぎ労働者はどれくらい減少したのであろうか。

報告書によると、3 県の対象村では女性と子どもの人身売買は見られなくなり、タイへの不法労働者数は確かに減少した。しかしながら、プロジェクトの内容は人身売買の危険性を訴える意識喚起、広告、基金、職業訓練といった対処療法的なものに留まっている。勝手に出て行ってしまいう

稼ぎ者に対しては受入国のタイに対処を委ね、流出を阻止する施策をとることはなかった。つまりラオス政府は、人身売買や労働搾取を含めたタイへ出稼ぎに対して危機感を持っていなかったのではないかと考えられる。だとすれば、政府は、タイへ行く若年者が多いという状況を利用して援助を獲得する手段にしたと解釈することも可能である。そこから具体的な流出阻止策が出てくることを期待するのは難しいであろう。

表 - 3 タイ出稼ぎ労働者の増減数

対象県	プロジェクト開始前 (人)		プロジェクト開始後 (人)		差異 (%)
	合計	女性	合計	女性	
カンムアン県	447	255	253	137	43
サワンナケート県	704	463	346	219	49
チャンパーサク県	319	127	198	68	43

[ILO-IPEC Lao PDR 2004]のデータをもとに筆者作成

#### 4. 郡や村落レベルにおける抑制対策

第四章では、郡や村レベルにおいてどのような出稼ぎの抑制が敷かれていたのか。また、抑制が

どれほど機能していたかを、MoLSW のラオス中南部における報告書や、北部のボーケオ県フェサイ郡 N 村における事例から明らかにする<sup>3)</sup>。

出稼ぎの抑制対策を村レベルで概観したとき、そこには村からの転出者や転入者といった人の出入りを常に把握しておきたいという狙いがある。一例を挙げると、ボーケオ県フェサイ郡 N 村においては年間 1,136,000kip を投入して 20 名の村人を警備員としてメコン河沿いに配置している<sup>4)</sup>。この結果、2008 年にはタイへ不法に出稼ぎに行こうとした 8 名のラオス人を捕え、6 回の特別講習を実施した。加えて村内にはラオス軍の隊員が 6 名常駐しており、国境警備の巡回及び治安維持にあたっている<sup>5)</sup>。

また N 村では家族台帳を整備し、村からの転出者と転入者の登録をすすめている。家族台帳と併せて、15 歳以上の者には身分証明書 (ID カード) の携行が義務づけられている。2008 年時点で、村の全人口 548 名のうち 40 名が家族台帳の登録を済ませておらず、15 歳以上の村民 422 人中 49 名が、まだ身分証明書を取得していなかった。そのため、N 村では 2009 年には全村民が登録を済ませることを目標に掲げている<sup>6)</sup>。

このような記述は、フェサイ郡とボーケオ県労働社会福祉局の資料にも同様に見られる。

「同志たちよ。国家を十分に警備できるほど、われわれ人民の結束はまだ強固ではない。これは最小の村単位から出発すべきものである。特に国境付近や遠隔地域では、未だに法律で禁止されている物品の売買をはじめ、人身売買、そして違法な関係性などに代表される貧しい移動と社会現象が見受けられる<sup>7)</sup>。」

「我々は、国境を平和で規律あるものにするため、ボーケオ県とタイ側のアンブーチェンコンとの協力を強めないといけない<sup>8)</sup>。」

しかしながらその一方で、タイへの不法就労を防止するための企画を村レベルで実施する際には、ラオス人民革命党の管轄下にある青年同盟が直接指揮をとっている。実際にフェサイ郡では、2008 年に出稼ぎを未然に思いとどまらせるための活動を 3 村で実施している。活動内容は政治や心理面における解説、そして質疑応答を含むものであった<sup>9)</sup>。N 村でも、村の青年を対象にした定例会議において、青年同盟の代表がタイへの出稼ぎについて以下のように言及している<sup>10)</sup>。

「ラオスからタイへ働きに行く人は大勢いますね。なかには、不法で行っている人もいます。この村にはいないと思いますが。出稼ぎにも、うまくいくケースとうまくいかないケースがありますね。例えばむこうでタイ人と結婚するひともいる。なかには結婚して、ラオス国籍からタイ国籍に変えてしまったひともいる。でもなかにはうまくいかず、低賃金で働く人もいれば、酷い場合には売られてしまうというケースもあります。」

では、タイへ行ってどんな仕事をしているのかというと、公園の掃除だったり、メイドだったり、農作業だったりする。実は君たちがラオスの村でやっていることと変わらないんだ。寧ろラオスにいるほうが、割に合う給料をもらえることのほうが多いっていうのにね。タイに行っても、給料はせいぜい 4000 バーツか 5000 バーツで、休む時間なんて皆無に等しい<sup>11)</sup>。そういうところで働いているラオス人にかぎって、『ラオスは貧しくて、仕事がないからタイに働きに来ている。』と言うけれど、それは彼らが怠慢なだけで、ラオスの貧しさのせい

するのは見当違いだ。実際、ラオスのほうが食べるものにも困らず、タイで働くより生活も豊かなのだから。」

上記のスピーチでは、ラオスとタイにおける就労内容にはそれほど大差がないということをあらかじめ強調している。そのうえで、「あくせくと働く割には給料が安いタイ」と、「タイよりも給料は安いけれど、時間的にも余裕があり生活に困らないラオス」を比較し、ラオスのほうがタイよりも「割に合い、豊かである」と判断している。それに加えて、タイへの出稼ぎの原因はラオスの貧困や就業機会の少なさにあるのではなく、村にある仕事をなおざりにしてタイへ行く労働者自身の怠惰な精神にこそ存在していると聴衆に訴えている。

これまでに述べてきたN村における抑制対策についてまとめると、タイへの出稼ぎを含む不法な人の流れの管理は、政策と啓発という二つの側面において、行政の役割分担が異なっていた。まず政策面においては、タイへの出稼ぎへの言及は、特に国境警備の文脈で触れられることが多かった。この傾向は、村単位だけでなく、郡や県の労働社会福祉局においても同様であった。村落レベルにおいては、人の移動を管理するために家族台帳や身分証明書の登録が推進されていた。その一方で、具体的な不法就労抑止のプロジェクトが企画された場合や、村の青年に出稼ぎを未然に防ぐよう直接呼びかける際には、青年同盟が実行の指揮をとっていることが明らかになった。

ラオスのなかで、タイへの出稼ぎが最も多いとされる中南部においても、出稼ぎの抑制対策は同じく郡や村レベルで実施されていたものの、ペットシリセンの報告書によると出稼ぎの多くは黙認されてきた。なかには村長が出稼ぎの実態を隠蔽

しようとした事例も見られた。たとえばカンムアン県セバンファイ郡では全村を対象に、タイへ不法に出稼ぎに行った者の両親に対して、6ヶ月以内に帰村させないと家族台帳から名前を抹消し、ラオス国籍を与えないという処置をとっていた。しかしながら村長は、自らの子どももまたタイへ行っていたことから、出稼ぎの事実を隠蔽していたと詳述されている[Phetsiriseng 2000:28]<sup>12)</sup>。また、サワンナケート県では児童の出稼ぎが確認された時点で家族に罰金を課すという取り締まりが、賄賂によって当局の取締りに手心をくわえた結果、崩壊したという事例も報告されている[Phetsiriseng 2000:34]。

上記の報告書の内容を踏まえ、ラオスからタイへの抑制を形骸化させている出稼ぎの特徴について次の2点を指摘したい。1点目は出稼ぎの「手軽さ」である。何週間もビザの発給を待つことなく、携帯電話一本で出稼ぎの手配を済ませることができる、ミニバスが村まで迎えに来て、ラオス国境からタイの勤務地まで直接送迎してくれるといった事例に見られるように、今日の出稼ぎのシステムは能率的で継続的な送り出しができるようによく整備されている[Phetsiriseng 2000:25-35]。エージェントが地域に浸透し村落の権力者たちが黙認し隠蔽しているからこそ、このようなネットワークの成立が可能になっている。またネットワークが強固なものであるため、郡が規制を試みても規制の網をかいくぐる例が絶えず、やがては規制そのものが形骸化することとなった。

2点目に挙げられるのは、就業内容や給料形態といった出稼ぎの内実を把握できるという安心感である。報告書からは、就業内容や給料形態があらかじめ分かっている事例が多かった[Phetsiriseng 2000:29]。この情報はエージェント、

そして兄弟、同郷者で先にタイへ出稼ぎに行った人々からの口コミ情報によってもたらされた。特に口コミ情報による出稼ぎの実情は信頼性に満ち説得力があったため、彼らを頼ってタイに渡る労働者が増加した。結果的に、必要があればいつでも本人と電話で連絡を取ることができるという安心感が付与され、家族はタイへの出稼ぎに前向きな姿勢を取らせることになった。つまり不法な出稼ぎであるにも関わらず安心感が存在するという事実が支持者を増やし、出稼ぎに拍車をかけていたと言える。

## 5. 就労者への抑制と取り締まり

第五章では、バンコクにおけるラオス人労働者へのインタビューから、出稼ぎにかかる抑制や取り締まりの実態について明らかにする。インタビューは2009年3月下旬にラオス南部のサワンナケート県出身の6名のラオス人労働者（うち男性2名、女性4名）を対象におこなった。彼らはバンコクにある靴下の縫製工場で勤務しており、いずれも労働許可証を持たない不法就労者であった。インタビューは彼らの休日である日曜日の午後を利用して、バンコク市内にて座談会形式で実施した。またインタビュー時にはラオス語を使用した。

まず、ラオスからタイへの渡河、さらに就労地であるバンコクまでの交通手段は、エージェントや友人といった人々の協力を介したものであった。このネットワークは危険を伴いつつも、ラオス・タイ両政府の抑制の網の目をかいくぐられるよう、よく練り上げられたものだった。

「高校を卒業した2003年にバンコクに来て、もう6年になる。書類やパスポートをつくる

には手数料が高くて、不法に渡河するしかなかった。夜に小船でメコン河を渡った。一緒に出稼ぎに行く人が20人もいて一度に船に乗れなかったので、2回に分けて渡った。怖かったが、ほかに手段がなかったのでどうすることもできなかった。幸い誰にも見つからなかった。エージェントはタイ人だった。タイ側に着いてからのほうが、寧ろ怖かった。ピックアップトラックに20人が詰め込まれ、警察に見つからないように上から黒い布をかぶせられた。タイ側の町を出たのが夜8時で、朝4時にバンコクに着いた。ちょうどそのころ、ビルマ人不法就労者が冷凍庫のなかに隠れたまま凍死して発見されたというニュースを耳にしていたので、なおさらだった。死んでも文句は言えない。命を預けた気分だった。」（男性、24歳）

「5人兄弟の末っ子で、中学校を卒業してサワンナケートで3年縫製の仕事をして、バンコクに来た。村にいても給料が少ないし、サワンナケートで働いてもやっぱり足りなかった。タイに来て5-6年になる。タイへ行くきっかけになったのはタイ人エージェントの友人である、ラオス人の知り合いに勧誘されたから。書類はつくらず、小船で渡河した。一度に5人しか乗れないので、2度往復した。タイ人のエージェントが対岸に迎えに来てくれ、その夜はエージェントの自宅に泊まった。3000バーツを手数料として払った。」（女性、24歳）

「バンコクに来て3年になる。先にタイへ働きに行っていた友人に紹介されて、一緒にバスでバンコクに来た。今はその友人と同じ職場で勤務していて、部屋も一緒に借りている。故

郷にいても仕事がないので、自分で希望してバンコクに来了。渡河の手続きは簡単だった。パスポートを取って1ヶ月の滞在許可をもらい、3ヶ月延長し、それ以降は何もしていない。」  
(男性、29歳)

また今後ラオスへの帰村を考えたときに、ラオス側で直面する可能性がある取り締まりについて、労働者自身が懸念を抱いているという事例もいくつか見られた。

「うっかり職場を変えると捕まったり密告されたりする危険性があるので、バンコクに来て3年になるけど転職はまだ一度もしたことがない。現在だったら3ヶ月ごとにラオスに戻って、書類をつくってタイへ来たほうが楽である。でも自分は不法にここに来てしまっている以上、このやり方は使えない。一度ラオスに戻ったらもうタイに来られない可能性もあるので、今はまだ帰らずにもうすこしここで頑張ろうと思う。」(男性、29歳)

「ラオスへ帰ろうと思ったらラオス大使館へ行き、帰国のための書類をつくってもらえばいい。手数料は400~500バーツくらいで一週間もあれば受け取ることができる。ただラオスに到着すると当然無効になるので、次にタイに来るときはパスポートを申請して手続きをするか、こっそり渡河するしか選択肢がない。以前のように小船に乗って渡河することは容易ではなくなっているし、結局のところそこまでして帰省しなくてもいいかと思ってしまう。」  
(女性、24歳)

インタビューからも分かるように、ラオス政府による不法就労に関する抑制及び取り締まりは、タイへの出稼ぎを検討しているラオス在住者だけではなく、抑制の網をかいくぐって既にタイで就労している労働者に対してもはたらいっている。不法に渡河しタイで就労を継続したラオス人労働者は、一度ラオスに帰省しまうと再度タイに行けるかどうか確証がなくなってしまう。また、労働者自身も、以前ほど当局の目を盗んで国境を渡るということが容易ではなくなってきたことを認識している。そのため、現時点では一時帰省に対しては消極的であり、帰省を控える代わりに貯金を蓄えて最終的な帰村後に備えたいという心情に強くとらわれていることがうかがえる。

また、強制送還の経験がある人は勾留の経験を次のように語り、同じ轍を踏みたくないと強調している。

「3年前に一度バンコクの凱旋塔の前で捕まった。IDカードを提示するように言われたが、そのときは書類も労働許可証もなかった。警察に2000バーツの罰金を要求されたが、600バーツしか手持ちがなかった。結局、入国管理局の拘置所に8日間拘束されたよ。殆どがビルマ人だったが、ラオス人やカンボジア人もいた。ラオス人がいることが嬉しくて、故郷の話をして盛り上がりたり、一緒に御飯を食べたりして助け合いながら凌いだ。タイ人の看守に少し暴力を振るわれた。勾留されている人が60人に達しないと出られない。罰金の2000バーツを払ってラオスに戻った。メコン河を渡る船代として500バーツ払った。再びラオスの警察に捕まり、そのまま3日間拘束された。まだ携帯電話も普及していなかったので実家

に連絡することもできず、手紙を送らないといけなかった。たまたま友人がいたので食事を分けてもらえたから良かったものの、水しかもらえない 3 日間は苦痛で耐え難かったしつくづく懲りた。それから 1 年実家にいたけれど、タイへ行くチャンスを見計らっていた。最後には家族に相談して、再度タイへ行くことにした。怖いので帰省はそれ以降していない。」(男性、24 歳)

## 6. 結びにかえて

本稿では、ラオス政府が掲げた出稼ぎの抑制政策はいかなるものであったのか、また末端の村落レベルにおいてはそれらの抑制政策がどれくらい機能していたのかという問いを設定した。そのうえで既存の政府資料や現地でのインタビューをもとに、ラオス政府の出稼ぎを抑制するプロジェクトや、村落や郡レベルでの出稼ぎの抑制対策、及び就労者が受けた抑制の実態について分析をおこなった。その結果、前述の問いに対して「政府レベルにおいては方針としては出稼ぎ抑制対策を打ち出しているものの、末端レベルでは殆ど機能しておらず、ブロック機能不全に陥っている」という答を示すことができる。その背景として、政府レベルで打ち出される抑制方法が積極的な流出措置案ではなく、意識喚起、広告、基金、職業訓練といった対処療法的なものに留まっており、これがトップダウン式に村落レベルにまで下っていくことに起因している。村落レベルにおいては、国境警備の文脈において相応の出稼ぎ抑制対策が実施されていた。しかしながら、エージェントや口コミを通じた出稼ぎのシステムがより強固であったため、対処療法的な抑制のプロジェクトや演説

は青年同盟の主導で滞りなく実施される一方で、出稼ぎのネットワークもそのまま温存されているということが明らかになった。

その一方で、既に不法に渡河シタイで就労しているラオス人労働者は、帰村にとまなうリスクを大いに危惧していた。このリスクは逮捕や留置といった身体的な拘束を受ける可能性はもちろんのこと、今後のタイへの就労機会が絶たれるということが、労働者にとっては決定的な意味を持っていた。インタビューに応じたラオス人労働者は、帰省時に捕えられ再びタイへ戻れなくなる可能性と、帰省を控えてでも給料を貯蓄し、最終的に無事にラオスに帰村する可能性を自らのなかで天秤にかけ、その結果全員が後者を選択していた。この選択は積極的な選択というよりも寧ろ、「後者を選択せざるを得ない」現況に拠るものであり、言わば自らのライフコースにおける妥協点を見出すことでもあった。言い換えれば、ラオス側での政府の抑制や取り締まりは、既にタイで就労している労働者自身のこれまでと今後のライフコースのあり方に、少なからず制限を及ぼしているという事実が浮き彫りになった。

本稿では出稼ぎの抑制対策が、実際のところ殆ど機能していないという送出国側の背景を明らかにすることができた。しかしながら、経済的要因以外に考えられる、タイへ出稼ぎを選択することの優位性や送金の使用用途など、出稼ぎの動機の根幹をなす問題への検討が充分でなかったことは否めない。送出社会における出稼ぎの実態を裏付けるには、今後ラオスの送出社会において当事者はもちろんのこと、出稼ぎ労働者をサポートする家族及び親族への聞き取り調査が必要不可欠となるであろう。

ASEAN は当初の予定を 5 年前倒して、2015 年を目標に、「政治・安全保障」、「社会・文化」での連携を深める ASEAN 共同体の創設をすすめている。後発加盟国であるラオスは、他の加盟国との所得格差や国内の民主化といった課題を抱えている。ラオスが地域統合の実現のために、いかにして足元の問題と折り合いをつけていくかということを考える際に、タイへの出稼ぎは一つの指針となりうる。それゆえ政府間での正式な統合に先立って現在進行中の、国境を越えた出稼ぎ労働がどのような結果を招いているのか、つまり出稼ぎがラオスの政治や国民の生活に与える影響を明らかにするという作業が欠かせないのではないだろうか。

### 【注】

- <sup>1)</sup> Vertovec はトランスナショナルの分析枠組みを、「社会形態論」、「帰属意識」、「文化の再生産」、「資本の流通経路」、「政治参加の場」、「地域性の再構築」に類別している[Vertovec 1999]。  
<sup>2)</sup> 有識者は労働社会福祉省副大臣を議長とし、労働社会福祉省社会協力課長、労働社会福祉省総務課長補佐、情報文化省総務課長補佐、内務省入国管理局長補佐、法務省法律制定課長補佐、青年同盟青年課長補佐、教育省国

際関係・協力部長、保健省健康促進部長、女性同盟トレーニング・運動部長補佐、投資運営・対外協力委員会部長プロジェクトコーディネーター、外務省ラオス開発国際機関担当者から構成されている[Phetsiriseng 2003]。

<sup>3)</sup> N 村はボーケオ県の県庁所在地であるフェサイからは 22km 離れており、メコン河沿いに位置する。人口は 2009 年 5 月調査時では、405 名であった。

<sup>4)</sup> 2008 年 10 月時点で、1 ドル=約 8500kip

<sup>5)</sup> 2009 年 5 月の N 村での定着調査における、隊員へのインタビューに拠る。N 村はルーを自称する人びとが居住する T 地区と、カムを自称する人びとが居住する D 地区に別れており、両地区は 600m ほど離れている。ラオス軍の隊員が常駐していたのは D 地区であり、N 村から 5km ほど離れた NK 村にある基地から派遣されている。いずれも 10 代後半から 30 代までの男性であり、なかには妻帯者もいる。隊員及びその家族は、D 地区のはずれにある一軒家で寝食を共にしていた。

<sup>6)</sup> N 村の内部資料からの抜粋に拠る。

<sup>7)</sup> フェサイ郡の内部資料からの抜粋に拠る。

<sup>8)</sup> ボーケオ県労働社会福祉局内部資料からの抜粋に拠る。

<sup>9)</sup> ボーケオ県青年同盟の内部資料からの抜粋に拠る。

<sup>10)</sup> 2009 年 5 月の N 村での定着調査に拠る。会議は 2009 年 5 月 1 日の 20 時から 22 時半まで、村の公会堂にて実施された。15 歳から 35 歳までの公務員を除く 85 名中、25 名が出席した。

<sup>11)</sup> 2009 年 3 月時点で、1 パーツ=2.76 円

<sup>12)</sup> [Phetsiriseng 2000]は[Phetsiriseng 2003]を作成する以前に、ILO-IPEC および労働社会福祉省の関係者用に作成された予備評価書である。一部の統計の数値に若干の誤差があることを除いて、内容は英語版の[Phetsiriseng 2003]と同一である。

### 【引用文献】

- Adamson, Fiona. 2005. Globalization, Transnational Political Mobilization, and Networks of Violence. *Cambridge Review of International Affairs* 18(1) 31-49.
- 浅見靖仁 2003. 「国際労働力移動とタイ: 研究動向と今後の課題」『大原社会問題研究所雑誌』530: 22-43.
- Brettell, Caroline B. 2000. Theorizing Migration in Anthropology. Brettell, Caroline B and Hollifield, James F, eds. *Migrltation Theory: Talking Across Disciplines*. NewYork: Routledge. 97-135.
- Chanthavysouk, Khamsavath. 2006. *Export of Labour: A Contribution to Lao Development*. Vientiane: National Statistics Centre and United Nations Development Programme.
- Doussantousse, Serge. and Keovongchit, Bea. 2006. *Migration of Children and Youth from Savannakhet Province, Laos to Thailand*. Vientiane: World Vision.
- Glick-Schiller, N. and Fouron, Georges E. 1998. Transnational Lives and National Identities: The Identity Politics of Haitian Immigrants. Smith, M. P. & Guarnizo, L. E, eds. *Transnationalism*

- from below*. New Brunswick: Transaction Publishers. 130-161.
- Guarnizo, Luis E. and Smith, Michael P, eds. 1998. *Transnationalism from Below*. New Brunswick: Transaction Publishers.
- ILO-IPEC Lao PDR. 2004. *Layngan Phonkan Patibat Khongkan Sakatkan Kankha Dek le Maening Anuphak Phun Maenamkhong Khong So Po Po Lao Laynga thi 1 (2000 thung 2003) le Nguthasat le Phen Damnunngan Khongkan Anuphak Phun Maenamkhong Phua sakatkan Kankha Dek le Maening yu So Po Po Lao Laynya Thii 2 (2003 thung 2008)*. Vientiane: UNIAP.
- Levitt, Peggy. 2001. *The Transnational Villagers*. Berkeley: University of California Press.
- Lucassen, Leo. 2005. *The Immigration Threat*. Chicago: University of Illinois Press.
- Ministry of Labour and Social Welfare (MoLSW), Lao PDR. and the UN Inter-Agency Project on Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-Region (UNIAP). 2001. *Trafficking in Women and Children in the Lao PDR*. Vientiane: UNIAP.
- 長坂格 2009. 『国境を越えるフィリピン村人の民族誌：トランスナショナルリズムの人類学』明石書店.
- 大城直樹 2007. 「タイーラオス国境横断の空間的構造」佐々木衛（編著）『越境する移動とコミュニティの再構築』東方書店: 189-198.
- Phetsiriseng, Inthasone. 2000. *Botpamun Phunbuangton kiaokap Saphap Kankha Khay Dek le Maening phua Namxay Hengngan yu So Po Po Lao*. Vientiane: ILO.
- . 2003. *Preliminary Assessment on Trafficking of Children and Women for Labour Exploitation in Lao PDR*. Bangkok: ILO.
- Portes, Alejandro. 1995. Economic Sociology and the Sociology of Immigration: A Conceptual Overview. Portes, Alejandro, ed. In *The Economic Sociology of Immigration*. New York: Russel Sage Foundation. 1-41.
- Sassen, Saskia. 1998. Globalization and its Discounts: Essay on the New Mobility of People and Money. New York: The New Press. (サスキア サッセン 田淵太一他 (訳) 2004. 『グローバル空間の政治経済学：都市・移民・情報化』. 岩波書店)
- Todaro, Michael P. 1969. A Model of Labor Migration and Urban Unemployment in Less Developed Countries. *American Economic Review* 59: 138-148.
- Vertovec, Steven. 1999. Conceiving and Researching Transnationalism. *Ethnic and Racial Studies* 2(2): 447-462. (<http://www.transcomm.ox.ac.uk/working%20papers/conceiving.PDF>, May 22, 2009)
- Wallerstein, Immanuel. 1974. *The Modern World-System, vol. I: Capitalist Agriculture and the Origins of the European World-Economy in the Sixteenth Century*. New York: Academic Press. (エマニュエル ウォーラーステイン 川北稔 (訳) 1981. 『近代世界システム：近代世界システム—農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立 (1・2)』. 岩波書店)
- オンライン文献
- World Bank. 2005. “World Development Indicators database”(http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/DATASTATISTICS/0,,menuPK:232599~pagePK:64133170~piPK:64133498~theSitePK:239419,00.html, February 12, 2009).